

子ども・子育てに関する決議

少子高齢化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができる社会を構築しなければならない。

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

国は、都市自治体にとって、子どもたちのための子ども・子育て支援施策の充実強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、根幹となる全国共通の基盤を整備するとともに、都市自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう、下記事項の実現に向けた適切な措置を講じられたい。

記

1. 「新しい経済政策パッケージ」を受けた幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、すべて国の責任において実施することを明らかにすること。そのうえで、

- ① 実施に当たっては、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を含めた多様な保育形態の違いを問わず、地域の実情に配慮し、保育の質の確保を前提として、これらの公平性を確保すること。
- ② 対象範囲の具体化に当たっては、都市自治体や利用者等の手続きが膨大になる可能性があることを考慮し、地方と十分に協議しながら、可能な限り新たな事務負担が発生しないよう制度設計を行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- ③ 決定時期については、都市自治体の無償化への準備やスケジュール（例規改正、システム改修、保護者への周知等）に支障がないよう十分配慮すること。
- ④ 対象とする費用については、保育所等の利用料のみではなく、無償化による保育需要の拡大に対応するための施設整備費等に対しても財政措置を講じること。
- ⑤ 保育所・幼稚園に多くの税金が投入され、自宅で子育てをしている家庭が恩恵を受けられないという厳しい声が都市自治体に届いていることを踏まえ、在宅育児世帯との公平性についても配慮すること。

(2) 幼児教育・保育の無償化に必要な財源の確保について

子ども・子育て支援施策を確実に展開できるよう、消費税・地方消費税 10%への引き上げを確実に行うこと。それまでの間においても、施策の推進に支障を

来すことのないよう、所要の財源を確保すること。

幼児教育・保育の無償化等の具体化に当たっては、消費税・地方消費税率引上げにより確保される地方財源を踏まえる必要があることから、地方自治体と十分に協議を行うこと。

(3) 待機児童の解消について

待機児童の解消は、都市自治体における喫緊の課題である。国においては、

- ① 「量」の確保として、ア) 地域ごとに異なる保育需要の実情等に配慮しつつ、定員の弾力化などにより既存施設を最大限に活用できるようにすること、イ) 公定価格における定員超過による減算措置を撤廃または期限を延長すること、ウ) 無償化により見込まれる更なる保育需要の増加に対応すること、エ) 待機児童解消後の地域型保育事業の在り方を示すこと。
- ② 「質」の確保として、ア) 国の処遇改善制度の更なる充実等により、保育士の安定的確保を図ること、イ) 研修等を充実し、保育士の人材育成を図るとともに、負担軽減を図ること、ウ) 認可外保育施設も含め、保育の質の面からより適切な運営を確保するための仕組みを構築し、地方に新たな負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。

2. 子どもの医療費に係る全国一律の保障制度の創設及び国保の減額措置の全面廃止について

我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。また、子どもの医療費助成等に係る国保の減額調整措置については、全面的に廃止すること。

3. 子どもの貧困対策の強化について

ひとり親家庭や多子世帯への支援策の強化、給付型奨学金の拡充等による教育費負担の軽減、進学支援の拡充等、子どもの貧困対策及び自立支援を更に総合的に推進し、必要な財政措置を講じること。

4. 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するための一層の支援について

児童虐待防止対策及び支援施策を強化するため、職員の研修体制の整備、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所設置に当たっての適切な支援措置等、総合的に対策を拡充すること。

以上決議する。

平成 30 年 6 月 6 日

全 国 市 長 会